11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です

女性が安心して暮らせる社会のために

配偶者やパートナーからの暴力は、いかなる理由があっても決して許されない重大な人権侵害です。暴力は、身体的なものだけではなく、言葉による脅し、経済的な束縛、性的強要など、日常の中で見えにくい形で起こる事もあります。ＤＶのサインに気付くことは、被害を防ぐ大切な一歩です。

これってDVかも？パートナーとの関係をチェック

- □ 暴言や人格を否定する言葉を言われる
- □ 友人や家族との付き合い、外出などを制限される
- □ スマートフォンやLINE、行動を監視される
- □ お金を自由に使わせてもらえない
- □ 嫌だと言っているのに、性的なことを強要させる
- □ 「別れるなら〇〇する」などと、脅される
- □ 「自分が悪いから仕方ない」と思う事が増えた
- □ 相手と一緒にいる事に「怖い」と感じる事がある
- □ 怒らせないように、いつも相手の顔色を伺っている



「自分がされていることはＤＶかも…」と思ったら、一人で抱え込まず相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

【相談窓口】

〇茨城県女性相談センター ☎221-4166
受付時間▼午前９時～午後９時（土・日曜日、祝日は午後５時まで）

〇ＤＶ相談ナビ ☎＃8008
受付時間▼午前９時～午後９時（土・日曜日、祝日は午後５時まで）

〇ＤＶ相談プラス ☎0120-279-889（24時間受け付け）

〇女性生活相談（総合相談支援課）
日時▼月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前９時～正午、午後１時～３時30分
申し込み▼事前に、電話またはメールで総合相談支援課へ申し込みください。

【問い合わせ】総合相談支援課相談支援担当（総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525 ✉soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp）

11月は児童虐待防止推進月間です

～しつけと体罰は違います～



しつけと体罰の違いを知っていますか。体罰は児童虐待で、子どもの体と心を深く傷つけ、体の成長や脳の発達に影響を及ぼしたり、心の傷（トラウマ）が残ったりすることがあります。

子どもは「たたかれたりひどいことを言われない」「元気に・健康に毎日を過ごして成長する」「保護者の人から育てられる・守ってもらえる」「自分の意見を言う・話を聞いてもらえる」権利を持っています。

体罰によらない子育てを広めていきましょう。



しつけとは

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることを目指して、子どもをサポートし社会性を育むことです。

体罰とは

子どもの身体に痛みや不快感を与えることです。しつけのためだと思っても、叩くことは体罰です。

また、傷つけるような暴言や、拒絶的な態度をとることも、虐待として禁止されています。

子育て中の保護者の方へ

子育てをがんばることは、気力・体力を使い、とても大変です。子育てや親子関係に悩んだら、ご相談ください。

親子のための相談ＬＩＮＥ

【問い合わせ】こども家庭センター（子育て支援課内 ☎282-1711 内線1182）